



強引な新聞購読契約の

勧誘に注意しましょう！



*「突然訪問があり、対面で粘られ仕方なく契約してしまった」「1年以上前に契約をしたようだが記憶にない」などの相談が寄せられています。

ひとこと助言

- ドアを開ける前に、訪問者や用件などをよく確認し、必要がないときは、ドアを開けずに、はっきり「いきません!」と断りましょう。
- 契約は、1人で決めず家族や周囲の人に相談をしましょう。
- 1年以上先から始まる契約は、契約内容を忘れてしまう恐れがあったり、状況が変わる場合があるので、避けましょう。
- 訪問販売は8日以内であればクーリング・オフができます。この期間が経過していても解約できる場合があります。景品を受け取っていても解約できます。

強引な訪問販売で困った時は、

消費生活センター(5604-7055) にご相談ください。